

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(許可申請書等の添付書類) 第23条 (略) 2 (略) 3 <u>省令第10条の4の10第1項第4号及び省令第10条の4の13第1項第3号</u> の規定により規則で定める図書又は書面は、第1項に規定する図書（付近見取図及び配置図を除く。）及び書面とする。 4 (略)	(許可申請書等の添付書類) 第23条 (略) 2 (略) 3 <u>省令第10条の4の5第1項第4号及び省令第10条の4の8第1項第3号</u> の規定により規則で定める図書又は書面は、第1項に規定する図書（付近見取図及び配置図を除く。）及び書面とする。 4 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。